

各位

古河市商工会
会長 峰 英雄
古河市商工会建設業部会
部会長 大山 春夫
<公印省略>

「丸のこ等取扱い作業従事者教育」の開催について
(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力をいただき、労働安全衛生法に定める危険有害業務従事者に対する標記教育を下記のとおり実施いたします。

丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）を使用する作業は、木造建築工事に限らず、建設業全体に幅広く使用され、取扱いの不慣れや安全カバーの機能を無効にしての作業、不適切な作業姿勢等により毎年多数の労働災害が発生しております。

こういった建設現場等での丸のこ等による労働災害防止を目的とし、丸のこ等に関する正しい知識や適切な取扱い等を習得する特別教育として実施いたしますので、この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1.受講対象者

建設現場等において、丸のこ等を取扱う業務に従事する満18才以上の方（受講日現在）

2.開催日及び場所

開催日	講習会場
令和4年8月23日（火）	古河市商工会三和事務所（茨城県古河市仁連 2053-1）

3.講習科目及び時間割

	科目	講習時間
学科	オリエンテーション（8：30～）	10分
	丸のこ等に関する知識	30分
	丸のこ等を使用する作業に関する知識	1時間30分
	安全な作業方法に関する知識	30分
	丸のこ等の点検及び整備に関する知識	30分
	関係法令	30分
実技	丸のこ等の正しい取扱い方法	30分
	修了証交付（修了予定13：50頃）	合計 4時間

(講習開始時間は8：30からですが、8：20までには受付を済ませて下さい。)

4. 受講料 6,300円 (テキストは当日貸出します。)

5. 定員 30名 (受講希望者が定員になり次第締め切ります。尚10名に満たない場合中止になることがありますのでご了承下さい。)

6. 受講申込方法

下記①～④をご準備いただき、古河市商工会総和事務所／三和事務所までお申し込みください。

①受講申込書 (商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード) URL : <http://www.kogasyo.or.jp/>

②受講費用 (テキストは無料で貸出いたします)

③証明写真 (縦3cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの) 1枚

④本人確認書類の写し (氏名、生年月日、住所等を公的に証明する書類)

運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等。外国籍の方は、特別永住者証明書または在留カード

7. 修了証の交付

全科目修了者には「丸のこ等取扱い作業従事者教育」修了証を即日交付します。

8. 注意事項

- ・日本語のテキストに沿った講義を行いますので、対応 (理解、読み書き等) できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推奨します。

9. お問い合わせ先

古河市商工会総和事務所 担当：森田

〒306-0204 茨城県古河市下大野 2209-9 TEL 0280-92-4500

10. その他

- ①当日は筆記用具等をご持参ください。
- ②テキストは会場で貸し出しいたします。
- ③当日は本人確認のため、身分証明書 (運転免許証・マイナンバーカード等) をご提示ください。
- ④記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- ⑤遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- ⑥昼食は各自ご用意して下さい。
- ⑦講習中はスマートフォン・携帯電話の使用は出来ません。電源を切るかマナーモードにして下さい。
- ⑧新型コロナウイルスの予防、感染拡大防止の為に手洗い消毒及びマスクの着用をお願いします。